

理事へ立候補される方は、必ずお読みください

公益社団法人福岡県介護福祉士会 正会員（県・支部）理事選挙 立候補にあたっての注意事項

選挙に関する諸日程

(1) 選挙の告示	令和8年 7月25日
(2) 立候補受付の開始日	令和8年 8月 9日
(3) 立候補受付の締切日	令和8年 9月 7日
(4) 移行期間	令和8年10月 1日～10月15日
(5) 立候補者の公表	令和8年12月25日
(6) 投票期間	令和8年12月広報受取日～令和9年1月31日
(7) 開票日	令和9年 2月 6日
(8) 公表日	令和9年 2月20日（ホームページ）

選挙権等

被選挙権…支部選出理事については支部に住居を置く正会員、県選出理事についてはすべての正会員で、令和5年9月8日以前に入会手続きを完了しており、令和8年9月7日までに令和5～8年度までの年会費が納入済である者が有する。

選挙権…支部選出理事については支部に住居を置く正会員、県選出理事についてはすべての正会員で、令和8年12月25日までに令和7～8年度までの年会費が納入済である者が有する。

推薦者…支部選出理事については支部に住居を置く正会員、県選出理事については、すべての正会員で、令和8年9月7日までに令和7～8年度までの年会費が納入済である者。推薦できる候補者は1名。また推薦者は立候補できない。

その他注意事項

- ①立候補者は、推薦書と一緒に立候補届を令和8年9月7日までに提出してください。
- ②立候補者は、立候補届・推薦書の記載不備がないようチェックリストで確認し、チェックリストも同封の上、提出してください。推薦書にも立候補者の署名が必要です。
- ③退会者、非会員の方の書かれた推薦書は無効です。
- ④立候補者、推薦者が福岡県介護福祉士会の会費未納である場合、その立候補届、推薦書は無効となります。
- ⑤支部選出理事の立候補の場合、その支部以外の会員の書いた推薦書は無効です。
- ⑥一人の会員が複数の推薦書を書いた場合、すべての推薦書は無効となります。
- ⑦立候補者氏名のない推薦書は無効となります。
- ⑧修正をする場合は二重線を引いた上に重ねて訂正印を押し、修正してください（修正液等での修正は無効となります）。
- ⑨会員番号や支部名が未記入の場合は無効となります。会員番号は会員証および定期発行の広報の宛名へ記載しています（40 から始まる 7 桁数）。支部名も選挙期間中は広報の宛名に記載しています。
- ⑩会員情報に関する問合せ（会員番号、会費納入状況、連絡先等）には事務局は一切回答ができません。

理事へ立候補される方は必ずチェックの上、ご提出ください

公益社団法人福岡県介護福祉士会 正会員（県・支部）理事選挙 立候補届出書類チェックリスト

<記入内容の確認>

様 式	項 目	チェック
(様式1) 理事立候補届	全ての欄へ間違いのない内容を記入した	
	公益法人の理事として適格な立候補理由・抱負を記入した	
	立候補区分のいずれかへ○をつけた	
	日付を記入した	
	立候補者が自筆で署名した	
(様式2-1) 理事立候補者推薦書	推薦する立候補者の氏名が記入されている	
	全ての欄へ間違いのない内容が記入されている	
	日付が記入されている	
	推薦者が自筆で署名している	
	記入内容を確認し、立候補者が自筆で署名した	
(様式2-2) 理事立候補者推薦書 (推薦理由付)	推薦する立候補者の氏名が記入されている	
	全ての欄へ間違いのない内容が記入されている	
	日付が記入されている	
	公益法人の理事として適格な推薦理由が記入されている	
	推薦者が自筆で署名している	
	記入内容を確認し、立候補者が自筆で署名した	

<送付にあたっての最終確認>

項 目	チェック
役員の義務と責任（競業避止義務等）について確認した	
立候補届や推薦書はA4サイズ用の紙を使用した（感熱紙等の特殊紙を除く白色無地）	
立候補届や推薦書に記入不備がないことを確認した	
全ての書類をそろえ、原本を封筒に入れた	
(様式1) 理事立候補届	
(様式2-1) 理事立候補者推薦書 ※様式2-2とあわせて8人以上	
(様式2-2) 理事立候補者推薦書（推薦理由付） ※1人以上	
立候補届出書類チェックリスト	
立候補届等を入れた封筒の表に「立候補届在中」と明記した	
立候補届等を入れた封筒を、のり付けして封をした	
立候補受付の締切日（令和8年9月7日）までに簡易書留で発送する あるいは立候補者本人によって持ち込む	

<送付先>

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-1-16 第2高田ビル2F
公益社団法人福岡県介護福祉士会 選挙管理委員会

※郵送の際は、封筒の表に「立候補届在中」と明記し、簡易書留で送付してください。

※持込みの場合、受付は平日の9時から18時の間に限ります。

<締切日>

令和8年9月7日（当日消印有効）